

報告第13号

資金不足比率について

平成30年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して、議会に報告する。

令和元年 9月3日 提出

琴浦町長 小松弘明

(公営企業会計名) (資金不足比率)

水道事業会計 — %

農業集落排水事業特別会計 — %

下水道事業特別会計 — %

船上山発電所管理特別会計 — %